

# (仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会

## 検討結果のとりまとめ

平成27年10月22日

(仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会  
会長 佐藤英晶

(仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会における検討結果を次のとおりとりまとめます。

### 1 条例に盛り込むべき事項及び内容

| No. | 検討結果のとりまとめ内容  |
|-----|---|
| 1   | 条例の名称<br>・帯広市手話言語条例   |
| 2   | 前文<br>・言語は人類の発展に大きく寄与してきたこと<br>・手話は音声言語である日本語と異なる言語であり、視覚的に表現する言語であること<br>・手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきたこと<br>・こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を必要とする人に対して、手話による意思疎通をしやすい環境を整えることが求められていること<br>・手話は言語であるとの認識を広め、ろう者の方々が安心して暮らせるまちを目指して制定すること |
| 3   | 目的<br>・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関し基本理念を定めること<br>・市及び市民、事業者の責務及び役割を明らかにすること<br>・手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めること<br>・手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること<br>・ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること   |
| 4   | 手話の意義<br>・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならないこと   |
| 5   | 基本理念<br>・手話の理解及び普及は、手話が言語であること、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、互いに尊重しあうことを基本として行われなければならないこと  |
| 6   | 市の責務<br>・市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進すること   |
| 7   | 市民の役割<br>・市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。   |
| 8   | 事業者の役割<br>・ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。  |
| 9   | 施策の推進<br>・市民の手話の理解及び普及を図るための施策<br>・手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりをするための施策<br>・手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策  |
| 10  | 財政措置<br>・手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。   |

## 2 条例の施行に伴い実施すべき施策

| No. | 検討結果のとりまとめ内容  |
|-----|---|
| 1   | <p>市民の手話の理解及び普及を図るための施策</p> <p>〔施策の展開方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校に積極的に手話講座の開催を呼びかけし、計画的な講座の開催など、手話の普及啓発を図る。</li> <li>・講座の対象を市民や市職員、事業者などに拡大し、手話の使いやすい環境づくりを目指す。</li> <li>・「手話は言語である」ことの普及啓発に努め、従来にも増してより一層、ろう者の障害特性に係る理解促進を図る。</li> </ul> <p>〔意見等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者であることは、普通に接しただけでは分からないので、そういうことも含めて障害のあるなしに係わらず、共生していくことに対して工夫してほしい。</li> <li>・想像もできないような苦しい障害だということをろう者からも発信していかなければ分からない。</li> <li>・条例ができて交流ができるようになれば理解も深まる。</li> <li>・健聴者もろう者も垣根なく付き合える環境づくりが必要。教育の現場から自然にろう者と触れ合える場があるとよい。</li> <li>・小中学校と聾学校の子どもの手話による交流機会を検討してはどうか。</li> <li>・人にやさしいまちづくり推進協議会の活動として、手話やろう者に関する啓発活動に取り組みたい。</li> <li>・ろう者の中には筆談でのコミュニケーションで十分な理解ができない場合もあり、筆談よりも手話の方が確実にコミュニケーションを図ることができる。</li> </ul> |
| 2   | <p>手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりをするための施策</p> <p>〔施策の展開方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者の高齢化による通院機会の増や社会参加機会の増に対応するため、今後も、手話通訳者の育成・確保に努めるほか、「手話通訳者養成講座」の帯広・十勝での開催会場の誘致を働きかけるなど、受講しやすい環境づくりに向けた取り組みについて、調査・研究していく。</li> </ul> <p>〔意見等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者が足りないということだけではなく、通訳者を育てる指導者の育成も必要。</li> <li>・手話に関心を持ってもらうことを通して、障害者理解の促進を図り、手話に関心のある方々が継続的に手話と係われる機会ができるとうい。</li> <li>・調剤薬局や病院、消防署の救急隊向けの専門性のある手話講座を開催してほしい。</li> </ul>   |
| 3   | <p>手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策</p> <p>〔施策の展開方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の処遇改善等により人材確保に努め、ろう者の社会参加の促進を図る。</li> </ul> <p>〔意見等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の社会的評価（派遣手当）の見直しにより、通訳者の人材確保を図る必要がある。</li> </ul>   |